

守る会 ニュース

第3号

2018.1.7
成田市和田 141
守る会発行

秋葉さん「不起訴を勝ち取る」

新年明けましておめでとうござ
います。

暮れの12月21日に千葉地検から
房総法律事務所「秋葉さんは不起
訴」の報。後日、正式に「不起訴処
分告知書」(別紙)が届きました。
当然のこととはいえ、「やったあ
ー！」と小躍りしたい思いでした。
秋葉さんご本人の精神的な強さ
と吉永・後藤両弁護士の支えと百名
にも達しようという「守る会」会
員・募金者のみなさまの御支援が
「不起訴」を勝ち取らせたのだと確
信します。本当にありがとうございます
ました。

しかし、県教委からの刑事告発は
検察によつてはねのけられ、いわば
「秋葉さんは無罪」の結果を見たわ
けですが、課題は残されています。
県教委からの刑事告発によつて学
校現場や退職教職員へ及ぼされた
「負の力・影響」を「プラスの力」
へと変えなければならぬのでは
ないでしょうか。

ご案内の報告集会・総会で課題に

ついてもしっぴかり話し合いたい
と思います。ぜひ、ご参加下さい。

報告集会・総会のご案内

期日 1月27日(土) 午後3時~5時
会場 公津の杜「もりんぴあ公津」2F
(京成公津の杜駅 徒歩5分)
内容 経過報告と今後の取り組みについて

会員数は今

1月 現在の「守る会」
会員76名 募金者15名以上

不起訴までの軌跡

(ニュース2号以降 幹事会は随時)

10月26日

千葉地検に書類送検される

12月4日

県教委より、申し入れ書に対する

回答書(別紙)を弁護団が受理

12月5日

千葉地方検察庁へ要請書を提出

12月6日

検察へ弁護士からの意見書(別

紙)提出

12月8・9日

東京新聞 朝日新聞に書類送検

の記事掲載(別紙)

12月11日

秋葉さん検察から事情聴取を受

ける

「守る会」の郵便局振替口座が開設

12月21日

千葉地方検察庁から房総法律事務所

所に「不起訴」の連絡が入る

12月22・23日

東京新聞 千葉日報 朝日新聞

に「不起訴」の報が掲載(別紙)

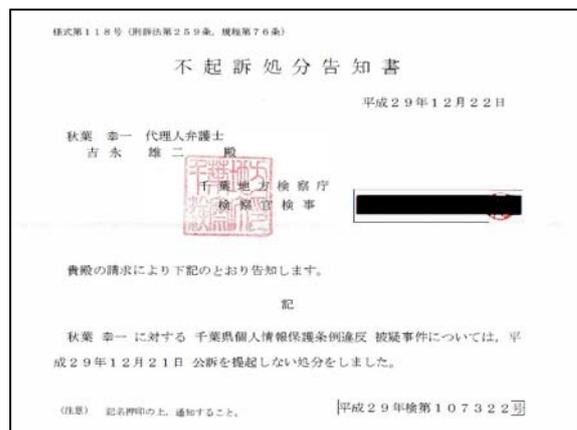
12月22日

高退教のメンバーから入会申込

みが続々と届く

本人より

今回の不起訴について、私からの
お礼と感想を述べさせて頂きます。
今回の不起訴は、守る会の皆様と弁
護団あつてのもので、私個人では決
して成し得なかつたものです。おか
げさまで、心のつかえが取れ、晴れ
がましく正月を迎えることが出来
ました。
本当にありがとうございます。
一つ残念なのは、県教委の謝罪な
り反省が聞けなかつたことです。
これについては、皆様方のお気持
を、私から県教委へ要請文(別紙)
を提出し、代弁するという形をとり
たいと思います。



二〇一八年の年明けに

「明けましておめでとうございませす」と素直に年賀状を書けなくなっ
てもう数年になる。

今年の正月はなおさらのこと。一
月一日に北朝鮮の金委員長が「核の
ボタンは私の執務室の上に常に置か
れている」といえば、アメリカのト
ランプ氏は「私ののもっと大きくて
パワフル。そして作動する」とツイ
ッター上で反撃。

我が国はと言えば何事にもトラン
プ氏に習って、「圧力をかける」とい
うことに終始し、話し合うとか兩國
の間に入って調整するという気配も
ない。兩國の摩擦がこうじれば、直
接の被害はまず我が国の米軍基地が
狙われる。そして未だ戦後になれな
くて苦しんでいる沖繩が。



ローマカトリック教会のフランシス
コ法王は協会が「世界平和の日」と
定める一月一日に原爆投下された直
後に長崎で撮影された「焼き場に立
つ少年」の写真をカードにして配布
するように命じた。

裏面には「戦争が生み出したもの」
と表題があり、「なくなった弟を背負
った少年が順番を待つっており、噛み
締めて血の滲んだ唇により悲しみが
表現されている」と指摘、法王の署
名も書かれているとのこと。

この写真を撮ったのは原爆直後の写
真を撮るように司令を受けた米軍の
従軍カメラマン、ジョー・オグネル
氏。爆心地に入るに連れ、その風景
に衝撃を受け「アメリカは戦争が終
わったと思っているが、長崎の地獄
はこれからだ」と実感。

彼は人物を撮ることを禁じられてい
たので、焼け残った建造物など撮っ
ていたのだが、たまたま臨時救護所
があり、そこで地獄を見ることにな
る。

目や鼻、口などもない人間、焼けた
だれて肉の塊とか言えない人が、「あ
なたは敵でしょう。ならば私を殺し
て」。彼はいたたまれず立ち去るが、
翌日はもうその人の姿はなかった。
瓦礫の中を歩いていくと、火葬場が
あり、子どもをおんぶした少年が歩
いてくる。背中の子どもの亡くなった

幼い弟だ。

順番が来て弟をおろして、火の中に
そっと置き、焼かれる様子を見なが
ら、直立不動で、血の滲むほど唇を
噛み締め、弟に敬礼しているようだ
つたと言う。帰国して彼は写真を二
つに分け、その一つを提出。残りの
三〇枚は屋根裏のバックの中に放り
込んだままにした。

しかしその後も彼の脳裏には長崎の
惨状が消えない。傷口にうぐめく蛆
叫び声。鼻をつく異臭。それらは残
りの人生を苦しめ続けた。

帰国してからアメリカ情報局で大統
領付きのカメラマンになった。その
頃背中痛みと皮膚がんになったが、
それは放射能のせいだと知っても当
時は何の保証もない。

彼は屋根裏に封印した写真を取り出
し、家族に見せ、原爆の恐ろしさを
アメリカに広めようとしたのだが、
退役軍人や地元住民に阻止され思っ
ような活動はできなかった。彼は日
本に来て同様の活動をしながら、あ
る人物を探し続けた。それは火葬場
で見たあの少年。しかしその思いも
果たせぬまま八五歳で亡くなる。長
崎に原爆が落とされた八月九日
に・・・しかしその遺志は息子に
引き継がれている。

偶然にもその写真を皇后陛下が見ら
れ終戦記念日に、「焼け跡に立つ少
年」の写真が忘れられないとお話さ

れたという。

この写真についてはかなり以前から
見ていたのだが撮影者のオグネル氏
については、ネットで初めて知った。
戦争というものは、国と国、為政者
と為政者の権力争い、損得の争いで
あって、ほんらい人と人の争いでは
けっしてない。それが気づかぬうち
に一つの流れが出来て戦ってもいい
ような気分になってしまふ。

たまたまこの正月に手にした通販生
活の特集「戦争をなくすためにまず
必要なことは戦争(戦場)の真実を
知ることです」の中で、丹羽宇一郎
さんが引用された故田中角栄氏が新
人議員に薫陶を授けたという言葉は
まさしく現代「たった今」に生きて
いる言葉である。

「戦争を知っている世代が政治の中
枢に在るうちは心配ない。平和につ
いて議論する必要もない。だが戦争
を知らない世代が政治の中核となっ
たときはとても危ない」



県教委への要請文(案)

秋葉幸一

1. はじめに

貴委員会が2017年5月24日に刑事告発した、元教諭の個人情報保護条例違反は、同年12月21日に不起訴処分となりました。

これについて、貴委員会は「現時点ではコメントを差し控えたい」旨、報道機関に伝えましたが、長期にわたり、社会的信用を傷つけられた被疑者にとっては、とうてい許されることではありません。即刻、何らかの意思表示をすべきであり、県民への説明責任を果たすべきです。以下、貴委員会の本事件への対応について、具体的に要請いたします。

2. 目的外収集について

貴委員会は終始、被疑者が生徒の個人情報をも目的外収集したと主張し、新聞報道とおして、不正があったと広く県民に喧伝してきました。

(不起訴処分の報道においても「不正な持ち出し」と書かれています)

しかし、貴委員会による事情聴取でも答えたとように、生徒情報は分掌上の仕事の延長線上にあり、家に持ち帰ったものであるの、学校業務における目的外収集とは言えません。

そのことを、報道機関にきちんと説明せず、また不正確な報道をし続けられたことを黙認してきた貴委員会に対し、残念な気持ちでいっぱいです。

貴委員会は我々の申し入れ書に対する回答書の中で「報道機関の記事内容について言及することは控えていただきます」と回答していますが、県教育委員会の記者会見がもつ社会的責任をどのよ

うに考えているのか、お答えください。

3. 刑事罰に相当する目的外使用について

貴委員会は私の刑事告発の正当性を、回答書の中で、次のように語っています。「業務に関して知り得た個人情報、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉個人情報保護条例第63条に該当するため、告発した」

これは、千葉個人情報保護条例第63条の文言、「業務に関して知り得た個人情報」を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用」を意訳しており、法の根拠の妥当性を欠いています。

更に、被疑者の目的が、教員たちの政治参加(選挙)及び安全保障関連法廃案のための署名依頼(強制ではない)であることを踏まえると、署名そのものが不正な利用に相当するとも読み取れず、思想・信条の自由及び表現の自由は憲法に謳われ、双方の対立する意見はあつて然るべきですが、刑事告発で相手を封じ込めるようなことは絶対にあつてはなりません。それは権力の暴走を許さない立憲主義に反する行為だからです。

貴委員会が条例の文言まで変えて表現した「不正な利用」とは何を指しているのかという疑問も含め、不起訴処分への弁明(コメント)を差し控えるというのは、刑事告発しておきながら卑怯そのものであり、県民への説明責任も果たしていません。

4. 刑事告発の意味について

平成29年9月6日付けの東京新聞によると、県教委教職員課の担当者は刑事告発をする意義について、「県個人情報保護条例違反での刑事告発の先例はない

が、教育現場に与える影響の大きさを考慮し、厳正に対処した。」とあります。これは、県民の信頼を損ねたことに遺憾の意を表したのではなく、教員による不祥事多発を自己責任にとどめ、教員を管理する観点から、厳罰を表明したものと捉えることが出来ず。

(平成29年5月24日の記者会見では、教員の不祥事に対する多くの行政処分がまとめて発表されています)

実際、事件後の教育現場は以前にも増して、情報の取扱いに対する管理が厳しくなり、管理職による締め付けが強化されました。

私は、貴委員会の目的を達成するための単なる見せしめであり、法的な根拠もないままに刑事告発という脅しを使ったいじめの対象者なのだと思います。

また、報道機関とおして、県民をいじめの傍観者に仕立てて、公の教育機関が一県民を(元教員を)陥れたとも言えるでしょう。

貴委員会が、警察及び検察庁の取り調べの結果である不起訴処分を真摯に受け入れるなら、自宅捜査や証拠品押収などにより、著しく人権を否定された者に謝罪があつて然るべきであり、また県民に対しても謝罪すべきです。

具体的には、謝罪会見を要請します。謝罪会見を行わなければならない、法的義務はないのですが、県民のお子様が必要なことだと思えます。

本件の結果をうやむやにするような県教育委員会の指導下にある学校現場において、各校の教育方針である規則・規律に疑問を抱いたり、従えない生徒を放校にするような公立学校にしてはならないと思うからです。

貴委員会が学校の教員を萎縮させ、生徒を管理する立場から解放されることを願って止みません。

5. おわりに

この要請文は、不起訴処分に対する貴委員会の不誠実さに抗議するものです。

刑事告発は貴委員会が発したものであり、一応の判断が下された訳ですから、貴委員会が意思表示をもってそれに応えなければ、事件を終結することができません。現時点ではコメントできないと思うならば、必ずコメントして頂けるものと思いますが、いたずらに時が過ぎれば忘れ去られてしまいますので、期限を設けさせていただきます。

千葉地検の不起訴処分の内容を確認の上、1ヶ月程度の時間内において、貴委員会の意向(コメント)を公表してください。

(本件の勧告書より1年の後に刑事告発が行われたことに対する疑惑は未だに晴れません。また、意向は高校生にも分かる文言にてお願いします。)

なお、残念ながら貴委員会の明確な意思表示が確認されない場合は、貴委員会の不誠実な対応として、広く県民にこのことを公表し、民意を仰ぐことをご了承ください。

平成29年11月30日

弁護士法人房総法律 成田事務所

弁護士 吉永 雄二 様

弁護士 後藤 裕造 様

千葉県教育庁教育振興部教職員課

申し入れ書に対する回答について

1 1ないし4について

1ないし4については、関連するので一括して回答します。

本件については、平成28年5月20日付け勧告書の交付後、県教育委員会において事件内容を調査・検討し、その結果、秋葉氏の行為は刑事告発が必要と判断したため、平成29年5月に告発したものです。

秋葉氏は、県立成田北高等学校に教諭として勤務していた平成24年3月末頃から平成27年3月頃までの間、自校の生徒335人分の個人情報を、管理職の許可を受けずに自宅に持ち出し、その情報を利用する権限がないにもかかわらず、本人に無断で利用しました。

これは、実施機関の職員が業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、告発したものです。

なお、報道機関の記事内容について言及することは控えさせていただきます。

2 5について

5については、要請の趣旨及び業務を即刻停止すべしとする根拠が明確でなく、当方としては回答することができません。

意見書

平成29年12月6日

千葉地方検察庁特別刑事部

検察官 ■■■

被疑者 秋葉 幸一

弁護人 吉永 雄二

同 後藤 裕造

上記被疑者にかかる千葉県個人情報保護条例違反被疑事件について、以下のとおり意見を申し述べます。

第1 意見

被疑者の行為は千葉県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）63条の構成要件を満たすものではないので、嫌疑なしとして不起訴処分とすべきである。

第2 理由

1 被疑者の行為

被疑者は、平成28年3月22日、千葉県立成田北高等学校（以下、「成田北高校」という。）の卒業生の個人情報を使用して、同校卒業生335名に対して、いわゆる安全保障関連法の廃止を求める署名用紙を送付した。

2 被疑者の行為が条例63条の構成要件を満たさないこと

(1) 条例63条の趣旨

条例63条は、「個人情報をご自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」に処罰すると規定している。千葉県個人情報保護条例解釈運用基準は、条例63条の趣旨について、「個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては実施機関における個人情報の取り扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、個人情報を私的利益のために用いた職員等を処罰するものである。」と説明している。

(2) 条例63条に該当する例

条例63条に該当する典型例は、個人情報を名簿業者などに売却して提供する場合である。この場合、対価として金銭を受領するから、自己の不正な利益を図る目的が存在することは明確であり、処罰の対象となる。なお、この場合は、個人情報が流通して悪用される可能性もあることから法益侵害の程度も高い。

(3) 「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」の存否が問題になる場合

個人情報の提供の場合と異なり、個人情報の盗用の場合は、自己又は第三者の不正な利益を図る目的が存在したのか否かは必ずしも明らかではないことがある。個人情報の盗用で当罰性があるケースは、退職後の起業の顧客情報として個人情報を使用するとか、又は特定の個人を誹謗中傷するために個人情報を使用するなど、「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」が存在することが明白な場合に限られるべきである。

(4) 「不正な利益を図る目的」についての解釈運用基準

条例及び千葉県個人情報保護条例解釈運用基準では、「不正な利益を図る目的」について特に定義・説明はされていない。もっとも、条例63条とほぼ同内容の罰則規定を設けている宮城県個人情報保護条例67条の解釈及び運用基準によれば、「不正な利益を図る目的」とは、「金銭を受領するため、退

職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、他人の正当な利益や社会公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らして、妥当性を欠くものをいう。」と説明されている。

前述のとおり、条例63条と宮城県個人情報保護条例67条は、ほぼ同内容の処罰規定であるから、特段の事情がない限り、条例63条の「不正な利益を図る目的」の解釈も宮城県個人情報保護条例67条の解釈と同様に考えるべきである。

(5) 被疑者に「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」があったか否か

以上を踏まえて、被疑者の上記行為に条例63条の不正な利益を図る目的が存在するか否か検討する。

被疑者は、卒業生に対して、いわゆる安全保障関連法の廃止を求める署名用紙を送付しているが、安全保障関連法は、成立の過程で合憲・違憲の大論争となり、国会に招かれた参考人の憲法学者3名が一致して「違憲」と指摘し、他の大多数の憲法学者も「違憲」と表明するなど大きな問題がある法案であった。また、国民の間でも安全保障関連法の反対デモが盛んになるなどの社会現象が起こった。

安全保障関連法は、このような問題を抱えた法案であるにもかかわらず、強行採決の結果成立した。これを目の当たりにした被疑者は、若い人たちが政治に無関心ではいけないと考え、安全保障関連法の廃止を求める署名用紙を卒業生に送付した（なお、賛同できない場合は破棄するように記載されており、署名を強制したわけではない）。

被疑者は、戦争のない平和な世の中の存続を願い、それが日本という国の公益に資するという思いがあって、卒業生に署名用紙を送付したに過ぎない。署名活動という平穏な方法であり、かつ、前述のように卒業生に署名を強制したわけでもないことを考慮すると、被疑者には他人の正当な利益や社会公

共の利益を侵そうとする目的が毛頭ないことは明らかであるから、社会通念に照らして妥当性を欠くものとは言えない。

(6) 小括

したがって、被疑者の行為に「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」が存在したとは考えられず、条例63条の構成要件を満たさない。

3 その他の事情

上記のとおり、本件は構成要件を満たさないので、被疑者には嫌疑がなく、不起訴とされるべきである。加えて、本件では以下の事情も存在するので、この観点からも被疑者を起訴すべきではない。

(1) 法益侵害の程度

被疑者は、卒業生本人に対して署名用紙を送付しているので、個人情報第三者に流通して悪用されることはなかった。よって、条例63条が想定している典型例である名簿業者へ個人情報を提供する場合と比較して、法益侵害の程度は低い。

(2) 態様が悪質ではないこと（個人情報をもっていた理由）

ア 被疑者は、平成22年度春から同26年度末の5年間、成田北高校にて執務にあたっていた。この間、被疑者は、成田北高校の教員が生徒のデータを共有して生徒理解を高め、業務効率を上げられるように、マクロプログラムを開発してシステムを作り上げた。

マクロプログラムの開発には集中力が必要なので、被疑者は通常業務が終わり、部活指導も終えた19時ころからマクロプログラムの開発をしていた。被疑者が残業することは常態化しており、生徒のデータやマクロを自宅に持ち帰って作業することも多かったが、自分が頑張れば成田北高校の教員の業務効率を上げられるという気持ちでマクロプログラムの開発に勤しんでいた。そして、被疑者がマクロプログラム開発のために、残業

したり自宅作業をしたりすることについて、当時の管理職（教頭）も黙認していた。

イ 被疑者の在職中には上記システムの引継ぎが終わらなかったため、退職後も被疑者は何度か成田北高校に行って、上記システムのメンテナンスをしたり、現職教員の相談に乗ったりしていた。上記システムのメンテナンス作業は、教務室で当時の教頭の目の前で行っていたが、注意されることもなく黙認されていた。

ウ このように、被疑者が生徒の個人情報を保有していた理由は、学校業務を遂行するためである（被疑者の個人的な学校業務というよりは、成田北高校の教員全体の業務効率をあげるためである）。

被疑者は在職中から生徒の個人情報を有していたので、この時期関係からしても、被疑者が署名用紙の送付目的で生徒の個人情報を持ち出したわけではないことは明白である。なお、退職後も被疑者が生徒の個人情報を有していた理由は、上記システムのメンテナンスをするために必要だったからである。

したがって、本件は目的外使用するために個人情報を持ち出したケースではなく、その態様は悪質とは評価できない。

（3）一定の社会的制裁がされていること

被疑者に対しては、平成28年5月20日付で、千葉県教育委員会から勧告がされており、すでに一定の社会的制裁がされている。

第3 結論

以上のとおり、被疑者には嫌疑がない。また、上述した事柄が存在することを踏まえても、被疑者を不起訴処分にすべきである。

以上

東京新聞 12月8日

生徒情報持ち出し署名用紙を郵送 元高校教諭を書類送検

在職中に生徒の個人情報情報を無断で持ち出し目的外使用をしたとして、県個人情報保護条例違反容疑で刑事告発された県立成田北高校元教諭の秋葉幸一さんが、千葉地検に同容疑で書類送検されていたことが、県警への取材で分かった。送検は10月26日付。

送検容疑では、2016年3月、在職中に無断で持ち出した生徒の氏名や住所などの個人情報を使い、15年9月に成立した安全保障関連法に反対する署名を求め、手紙や署名用紙などを教え子の卒業生335人に郵送したとされる。秋葉さんは15年3月に定年退職。県教育委員会が今年5月に同容疑で県警に刑事告発していた。

朝日新聞 12月9日

成田北高校元教諭県警が書類送検 個人情報持ち出し容疑

勤務先の県立高校で生徒の個人情報情報を不正に持ち出したとして、県警が、元教諭の男性(62)を県個人情報保護条例違反容疑で

書類送検していたことが捜査関係者への取材でわかった。捜査関係者によると、送検は10月26日付。元教諭は2015年3月まで勤務していた県立成田北高校(成田市)で、生徒の氏名や住所などの個人情報情報を不正に持ち出した疑いがある。

元教諭は16年3月、安全保障関連法への反対を求める手紙や署名用紙を卒業生335人に郵送したという。保護者が同校に問い合わせたが発覚。県教育委員会が今年5月、元教諭を同容疑で県警に告発していた。

東京新聞 12月22日

生徒情報持ち出しの 元県立高教諭不起訴 地検

在職中に無断で持ち出した生徒の個人情報を使い、卒業生に安全保障関連法反対の署名用紙を郵送したとして、県個人情報保護条例違反容疑で書類送検された県立成田北高校(成田市)の秋葉幸一元教諭(62)について、千葉地検は21日、不起訴とした。地検は理由を明らかにしていない。

県教委などによると、秋葉さんは2015年3月まで同校で勤

務。在職中、管理職の許可なく持ち出した生徒の住所などの個人情報を使い、退職後の16年3月、安全保障関連法への反対署名を求める手紙や署名用紙などを卒業生335人に郵送したとして、今年10月に書類送検されていた。県教委は5月、同容疑で県警に告発していた。

秋葉さんは「検察は客観的に判断してくれたと思う。今の政治は相変わらずおかしい。署名に参加してくれた卒業生に『君たちの判断は決して間違っていないかった』と伝えられることが一番うれしい」と話し、県教委は「現時点ではコメントを差し控えたい」とした。

千葉日報 12月22日

生徒情報持ち出し 元教諭を不起訴 地検

在職中に無断でコピーした生徒の住所を使い、卒業生に安全保障関連法反対の署名用紙を郵送したとして、県個人情報保護条例違反容疑で書類送検された県立成田北高校(成田市)の元男性教諭(62)について、千葉地検は21日、不起訴処分とした。理由は明

らかにしていない。

元教諭は2015年3月、生徒の個人情報を持ち出し、退職後の翌3月、卒業生約300人に署名用紙などを郵送したとして、今年10月に書類送検されていた。

県教委の調査では、元教諭は成田北高と県立佐倉南高校(佐倉市)に在職中、計約3千人分の個人情報を持ち出した。県教委は今年5月、元教諭を同条例違反容疑で県警に告発していた。

朝日新聞 12月23日

元教諭を不起訴

勤務先の高校で生徒の個人情報情報を不正に持ち出したとして、県個人情報保護条例違反の疑いで書類送検された元教諭の男性(62)について、千葉地検は21日不起訴処分とした。

地検への取材でわかった。理由は明らかにしていない。捜査関係者によると、元教諭は2015年3月まで勤務した県立成田北高校(成田市)で、生徒の氏名や住所などの情報を不正に持ち出したとして書類送検されていた。